

全建事発第 048 号

令和 4 年 8 月 4 日

各都道府県建設業協会
専務理事・事務局長 殿

一般社団法人全国建設業協会
専務理事 山崎 篤男
〔公印省略〕

復旧・復興建設工事共同企業体の取扱いについて

平素は本会の活動に対しまして、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、中央建設業審議会において、「共同企業体の在り方について」（昭和 62 年中建審発第 12 号）が令和 4 年 5 月 20 日に改正され、新たに復旧・復興建設工事共同企業体の運用準則が定められたことを受け、その取扱いについて別添のとおり各府省庁主管担当課長、各都道府県担当部局長及び各指定都市担当部局長あてに通知され、本会に対し別添のとおり周知依頼がありました。

つきましては、ご多忙の折、誠に恐縮ですが、本件について、貴会会員企業の皆様に対して周知賜われますよう、よろしくお願い申し上げます。

以 上

(担当) 事業部 山中
TEL:03-3551-9396
FAX:03-3555-3218
e-mail:jigyo@zenken-net.or.jp